

四日市市調達公告

(No. C50)

下記の業務について、次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を行うので、四日市市契約施行規則(昭和39年四日市市規則第12号)第23条の規定に基づき公告する。

平成30年8月8日

四日市市長 森 智広

委託名	寺方町二区火葬場及び石塚町ほか市営住宅除却工事設計業務委託	業務担当課	営繕工務課
委託場所	四日市市 寺方町ほか3町 地内		
業務概要	○下記除却工事の実施設計業務委託		
	・寺方町二区火葬場 (火葬炉、煙突含む) 鉄骨造平屋建て 約29㎡ 計1棟		
	・石塚町市営住宅 (130・131号室) 木造平屋建て 約55.8㎡ 計1棟		
	(132・133号室) 木造平屋建て 約55.8㎡ 計1棟		
委託期間	契約の日 から 平成31年1月31日 まで		
参加資格に関する事項	業種	建築コンサルタント 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けている者※ ※受任者(支店又は営業所)の場合は、その事務所で登録を受けていること	
	住所要件	求めない	
	配置技術者要件	管理技術者 一級又は二級建築士を配置できる者	
平成30年度四日市市入札参加資格者名簿における事項			
設計図書等の閲覧期間、場所	期間	本公告日から 平成30年8月30日 まで	
	場所	四日市市役所 調達契約課	
設計図書に対する質問	平成30年8月20日 午後4時までに書面(記名・押印)により申し出ることができる。 回答は 平成30年8月23日 までに調達契約課において供覧する(入札情報HPにも掲載)。		
設計図書等の購入期間、場所	期間	本公告日から 平成30年8月24日 まで	
	場所	株式会社三ツ星 四日市市中部1-20 電話 059-352-3044	
入札方法	郵便による入札(一般書留・簡易書留・特定記録郵便のいずれかに限る)		
入札参加資格確認申請書の提出方法	下記の「郵送する書類」を、定められた郵送方法により郵送すること。 (事後審査型のため、入札参加資格確認申請書を事前に調達契約課窓口提出する必要はない)		
郵送する書類	入札書、業務委託費内訳書、四日市市一般競争入札参加資格確認申請書		
入札書の郵送提出先	〒510-8799 四日市郵便局留 四日市市役所調達契約課行 ※封筒には業務名等も記載すること。		
入札書の郵送期間	平成30年8月23日 木曜日 から 平成30年8月29日 水曜日 必着 ※質疑回答等のお知らせ事項がある場合があります。郵送前に入札情報ホームページをご確認ください。		
入札(開札)日時	平成30年8月31日 金曜日 午後 2 時 10 分		
入札(開札)場所	四日市市役所 調達契約課 5階 第1入札室		
支払条件	前払金	無	
	部分払	無	
予定価格(税抜)	¥1,361,000	当価格より高い入札は無効とする。	
最低制限価格	有	当価格より低い入札は落札外とする。 ※算出方法は「③設計業務・用地調査業務(権利調査を含む)・工損調査業務の積算に技術経費の項目を計上する場合」を採用します。	
その他	本一般競争入札の実施については、「事後審査型条件付一般競争入札共通事項」(平成21年四日市市告示第274号)「四日市市調達公告(コンサル)における「参加資格に関する事項」の取扱いについて」のとおりとする。		

四日市市一般競争入札参加資格確認申請書

平成30年8月31日

四日市市長

住所

商号又は名称

代表者名

印

平成30年8月8日 付けで入札公告のありました、下記の業務に係る競争に参加する資格について、
確認されたく申請します。なお、申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

公告番号	No. C50		
委託名	寺方町二区火葬場及び石塚町ほか市営住宅除却工事設計業務委託		
委託場所	四日市市 寺方町ほか3町 地内		
参加条件	業種	建築コンサルタント	
		建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けている者※	
		※受任者(支店又は営業所)の場合は、その事務所で登録を受けていること	
配置 予定 の 技術 者 等	管理技術者	氏名	生年月日
		資格	
		(予備)氏名	生年月日
		資格	

※入札書に本申請書を必ず同封してください。同封されていない場合は、落札候補者となっても失格となります。

※配置予定の技術者等は、資格を証する書類のコピーを添付してください。なお、配置予定の技術者等については直接的かつ恒常的(3ヵ月以上)な雇用関係が必要です。常勤職員であることを証明する書類(雇用保険又は社会保険等)の写しを添付してください。ただし、市内業者で本市技術者名簿に登録のある者についてはこの限りではありません。

※管理技術者は、本市発注の測量・建設コンサルタント業務等の管理技術者を3業務まで兼務することができます。ただし、業務履行上の契約違反(落札辞退を除く)による資格停止措置を受けている者は、当該期間終了の翌日から1年間に公告(指名)される業務については、管理技術者の兼務を不可とする。

※建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録が分かる書類を添付してください。ただし、市内業者で本市技術者名簿に登録のある者についてはこの限りではありません。

設計図書等購入申込書

株式会社三ツ星 様

四日市市発注の下記業務の設計図書等の購入を申し込みます。

公告番号	No. C50
委託名	寺方町二区火葬場及び石塚町ほか市営住宅除却工事設計業務委託
委託場所	四日市市 寺方町ほか3町 地内

平成 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者名